

2023 (R5) 年 10/1 スタート

消費税インボイス制度

今、何をやるべきか？

朴 (三井) 税理士事務所

2023 年 6 月 22 日

消費税の豆知識

●1989年4月（バブル期）より、3%からスタートした消費税（1997年5%、2014年8%、2019年10%）

当時は2年前の売上が3,000万以下の事業者は消費税の納税義務を免除（現行は原則1,000万以下）されていました。

近所のお寿司屋さんは店頭で「売上3,000万以下のため消費税を頂きません」の表示がありましたが、実はこれは間違いです。

たとえ売上が3,000万以下（免税事業者）だとしても、商取引においては消費税を領収しても何ら問題なかったのですが初めて導入された税金ということで多くの事業者が混乱していたようです。

このような名残が30年以上経ってもまだ個人事業主においても散見されます。

本来は「税抜10万、消費税1万、税込11万」を「税込10万」とされています。

免税事業者のため、消費税を請求できないものと・・・。

●外国籍のサッカー選手は消費税の申告漏れ多い？

非居住者（日本に住所がない者）であっても、日本国内での試合についての報酬は消費税の申告及び納付の対象となります。

会計検査院（国のお金が正しく使われたかを検査する機関）からサッカー選手の申告漏れが多いとのことで国税庁に改善要求がされました。

➡改正により主催者等が消費税を選手には支払わず税務署に代理納付することになりました。

●今回のインボイス制度の狙いとは？ 20%への布石？

消費税創設時から小規模事業者に配慮して「免税事業者」として消費税を免除してきましたが、これらも会計検査院からずっと免税事業者を優遇（益税）すると税負担公平の見地から宜しくない、と言われ続けてきました。

免税事業者は全国に500万くらいもいると言われています。

そこで、政府は90年代から欧州で取り入れていたインボイスをいよいよ導入することにより「免税事業者を一掃」することが一番の狙いなのです。

一掃は無理としても免税事業者に少しでも消費税を納めてもらうことで将来の増税に向かいたい思惑が見て取れます。

諸外国の消費税をみても10%は低いですので、将来的には15%、20%と増税の階段を上げるものと思われます。日本の1億以上の人口からすると15%でも到底足りません。

消費税インボイス制度の流れ

○2023・6～（現在）

①適格事業者登録

（国税庁 HP 「適格請求書発行事業者公表サイト」で確認できる）

②インボイスを発行できるように準備（売上請求書）

③外注取引先の※免税事業者の把握

※免税事業者（デザイナー、声優、漫画家、舞台俳優、個人タクシーなど全事業者の6割くらい）

2年前の売上が1,000万以下の法人又は個人事業主で消費税を納めていない事業者（例外あり）

免税事業者の把握



適格事業者登録を促すか？



適格事業者 → 従来通りに業務を依頼できる

免税事業者 → 消費税はなし（値引き）で業務を依頼するか？

又は 他の適格事業者の取引先を見つけるか？

○～2023・9/30 適格事業者登録申請期限

○2023・10/1～ インボイス制度開始

インボイス制度開始前 ～2023年9/30

税抜		受取消費税	税抜		支払消費税	納付消費税				
売上	10億	1億	課税事業者	制作費	1億	1,000万	(600万×10人)			
			課税事業者	法人外注費	1億	1,000万				
			※ 免税事業者	個人外注費	6,000万	600万				
			課税事業者	課税店飲食代	600万	60万				
			※ 免税事業者	免税店飲食代	200万	20万				
			課税事業者	法人タクシー	100万	10万				
			※ 免税事業者	個人タクシー	100万	10万				
			課税事業者	その他経費	3,000万	300万				
				給与	3億	0			差額を納付	7,000万
				社会保険料	1億	0				
	保険料税金	1億	0							



インボイス制度開始後 2023年10/1～

税抜		受取消費税	税抜		支払消費税	納付消費税				
売上	10億	1億	課税事業者	制作費	1億	1,000万	(600万×10人)			
			課税事業者	法人外注費	1億	1,000万				
			課税事業者	課税店飲食代	600万	60万				
			課税事業者	法人タクシー	100万	10万				
			課税事業者	その他経費	3,000万	300万				
			※ 免税事業者	個人外注費	6,000万	600万			差額を納付	7,630万
			※ 免税事業者	免税店飲食代	200万	20万				
			※ 免税事業者	個人タクシー	100万	10万				
				給与	3億	0			630万 増加する！	
				社会保険料	1億	0				
	保険料税金	1億	0							

免税事業者への支払における消費税の追加負担割合

※2029（R11）年まで段階的に猶予がある

	最初の3年間	その後の3年間	その後
～2023（R5）9/30	2023（R5）10/1～ ～2026（R8）9/30	2026（R8）10/1～ ～2029（R11）9/30	2029（R11）10/1～
追加負担なし	追加負担20%	追加負担50%	追加負担100%
	追加負担なし80%		

消費税インボイス制度開始後の免税事業者のメリット・デメリット

①今まで通りに免税事業者で行く場合

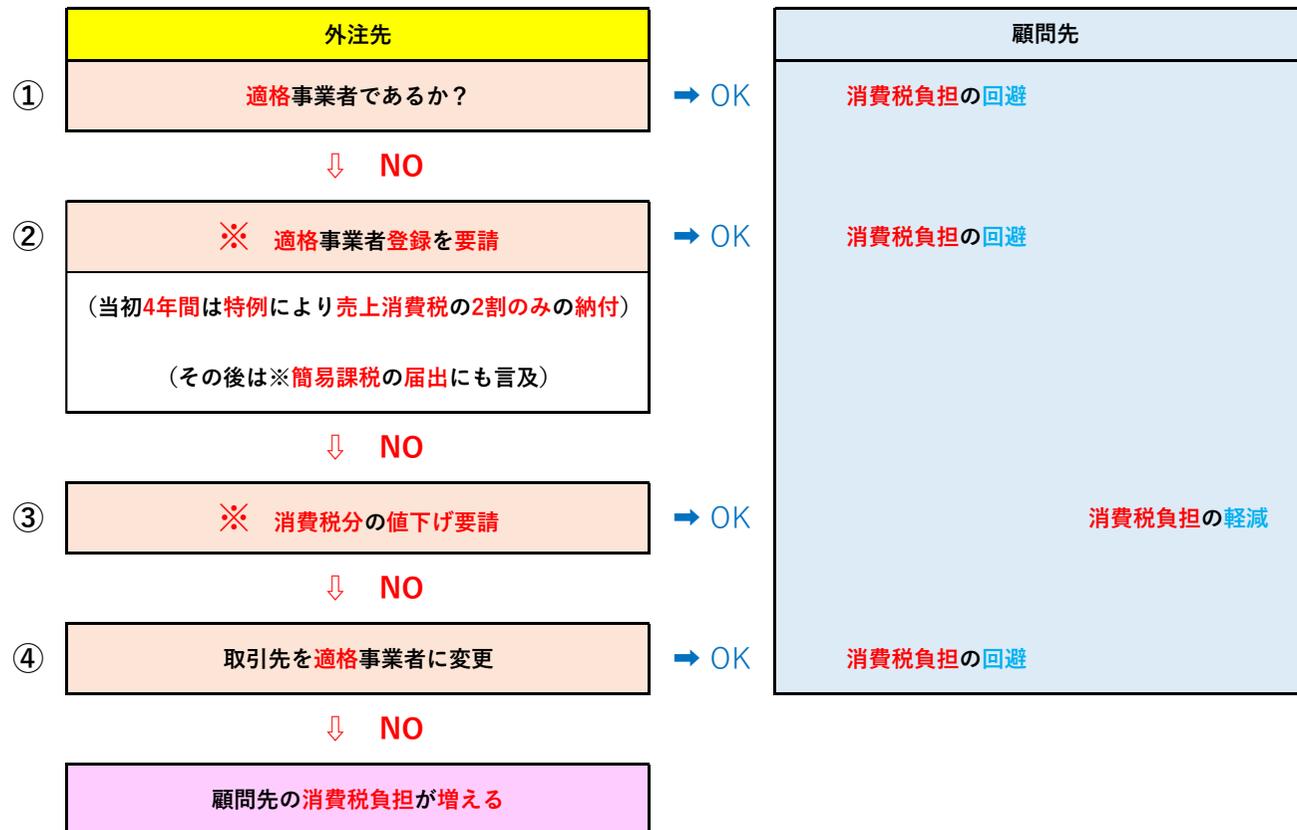
外注先	顧問先
インボイスを発行できない	今までは納税しなくてよかった、取引金額に対する消費税額を決算申告で納税するため税負担増となる
消費税分を請求できなくなる 売上先から取引を断られる可能性がある 今まで通りに消費税申告及び納税はしなくてよい	

②適格事業者登録をして適格事業者で行く場合

外注先	顧問先																														
インボイスを発行できるため今まで通りに消費税を請求できる 売上先から継続して取引を受けることができる	今まで通りに決算申告で消費税を多く納税することはない																														
<p>消費税申告及び納税をしなければならない（毎年3月末日まで） ▲例示：年間取引金額660万（内消費税60万） ↓ ◎4年間（R5～R9年）は特例により2割だけの納税で良いため、12万（60万×2割）だけの納税となる（場合によってはもっと安くなる可能性もある） ◎その後（R10年～） ※簡易課税の届出により30万のみ納税（60万×50%第五種事業）</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>今まで</th> <th colspan="2">インボイス制度開始後</th> <th></th> </tr> <tr> <th></th> <th>免税事業者</th> <th>免税事業者</th> <th>適格事業者</th> <th>単位：万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売上</td> <td>660</td> <td>600</td> <td>660</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税金</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利益</td> <td>660</td> <td>600</td> <td>648</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>不利</td> <td>有利</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		今まで	インボイス制度開始後				免税事業者	免税事業者	適格事業者	単位：万円	売上	660	600	660		税金	0	0	-12		利益	660	600	648				不利	有利	
	今まで	インボイス制度開始後																													
	免税事業者	免税事業者	適格事業者	単位：万円																											
売上	660	600	660																												
税金	0	0	-12																												
利益	660	600	648																												
		不利	有利																												

※簡易課税…売上に業種率を乗じて消費税を納付する方法（2年前の売上が5,000万を超えると利用不可）

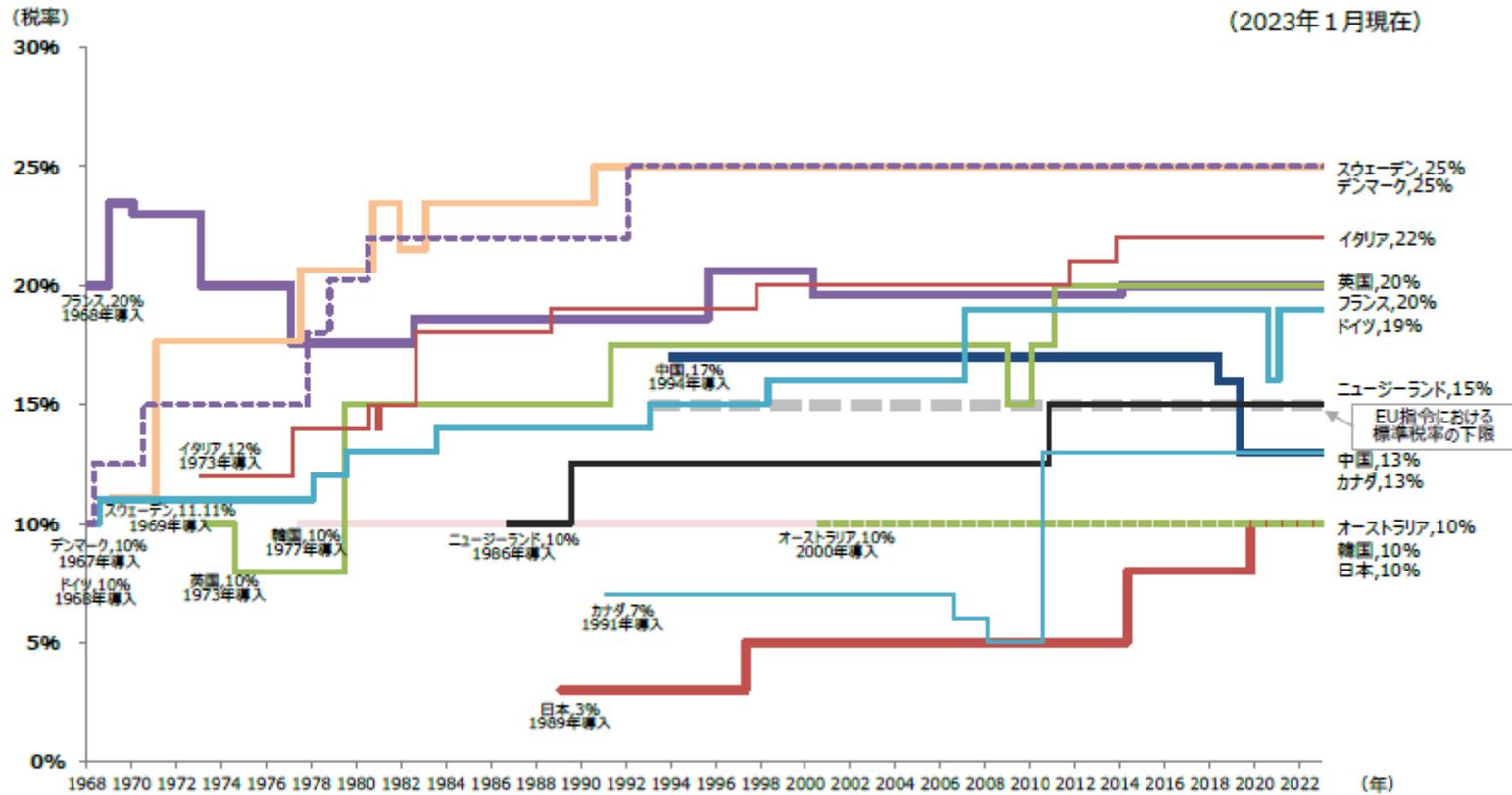
免税事業者の対策フローチャート



※適格事業者の登録要請 又は 消費税の値下げ要請をする時は、独占禁止法（優越的な地位の乱用）に抵触しないように丁寧な交渉が求められます

※簡易課税とは、売上に業種率を乗じて簡単に消費税を納付する方法

諸外国における付加価値税率（標準税率）の推移の比較



(注1) 日本の消費税率は地方消費税を含む。また、カナダでは州ごとに付加価値税率が異なっており、ここではオンタリオ州において適用される税率を記載。
 (注2) 中国においては、1984年の導入時には品目により適用税率が異なっていたが（6～16%）、1994年に原則として17%の税率が適用されることとなった。
 (注3) EUにおいては、1992年のEC指令の改正により、1993年以降付加価値税の標準税率を15%以上とすることが決められている。